


所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立学童保育所条例の別表に規定する東大和市立学童保育所の名称及び場所について、東大和市立第四小学校内に学童保育所第四クラブ四小内育成室を追加するため、所要の改正を行うものである。また、令和4年4月1日付の組織改正に伴い、学童保育所に係る事務が市長部局から教育委員会に委任されることに伴い、所要の改正及び文言整理を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>組織改正に伴い、「市長」の記載のある各条文について、「市長」の記載を削った規定に書き換える。</p> <p>別表東大和市立学童保育所第四クラブの項の次に「東大和市立学童保育所第四クラブ四小内育成室」、「東大和市狭山5丁目1038番地」を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>条例に基づき学童保育所の適切な運営を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p> <p>令和4年1月25日開催の令和4年第1回東大和市教育委員会定例会において付議済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。